

2026.3.24.

宗教法人世界平和統一家庭連合
八千代家庭教会
清算代理人殿

千葉県八千代市
小笠原裕

質問状

私は、清算法人に移行する前の、世界平和統一家庭連合（以下、家庭連合）の信者で、八千代市在住の小笠原裕と申します。40年来の信者です。

この度、家庭連合は解散命令を受け、清算手続きが始まっております。清算代理人におかれましては、清算業務に携わり、ご苦勞も多いかと存じます。

さて、清算にあたっては、昨年10月20日に、「指定宗教法人の清算に係る指針」（以下、指針）が文化庁によって決定され、清算業務は指針に基づいて行われているものと存じます。

指針には、下記の規定があります。

（4）清算事務に支障のない範囲での信教の自由への配慮

一方で、清算手続きが長期間にわたる場合には、施設の利用が制約されるなどの事情により、信者らの宗教上の行為への影響が大きくなるおそれがある。

そこで、清算人は、清算法人の財産の管理、処分にあたっては、清算事務に支障のない範囲で、その必要性の程度等も考慮して信者らに施設の利用を許諾する等、現に存在する宗教団体の信者らの信教の自由に配慮をすることが望まれる。（指針 P2）

信者にとって、礼拝は信仰の命そのものです。また、信者が交流し、恩恵を交換する場も、信仰を続けるにあたり、とても重要です。教会施設が封鎖されている現在、礼拝を捧げることもできないし、信者が交流することもできません。信者の立場からすれば、信教の自由が守られていない状態です。礼拝などを行うために、教会施設を使用することが、清算事務に支障があるとも思えません。

そこで、下記質問いたします。

1. 礼拝を捧げる時間に教会の使用を許諾することが、清算事務に支障がありますか？
2. あるとすれば、その具体的な理由は何ですか？また期限はいつですか？
3. ないとすれば、教会施設の利用を許諾頂きたいですが、いかがでしょうか？

ご回答は、3月31日までをお願いいたします。

私たち信者も、解散には反対の立場ではありますが、法的な措置ですので、清算代理人の指示には従います。

清算代理人におかれましても、信者の切実な希望に対し、誠意あるご回答を期待いたします。

なお、この質問状は、公正を期すために、インターネットで公開します。ご回答も公開させていただきますが、支障ある場合はその旨も併せ、ご連絡いただければ幸いです。

ご回答先：小笠原裕

住所：千葉県八千代市

電話：

e-mail：

よろしく申し上げます。

以上